



栃木県公報

令和5(2023)年
3月22日(水)
第389号

目次

告 示

- 自衛官候補生の募集期間..... 187
- 自衛官候補生の採用試験の試験期日等..... 187
- 令和5(2023)年度及び令和6(2024)年度における建設工事に係る競争入札参加資格..... 188
- 令和5(2023)年度及び令和6(2024)年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格..... 191

公 告

- 県営土地改良事業に係る換地処分..... 192
- 令和5(2023)年度及び令和6(2024)年度における建設工事に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等..... 192
- 令和5(2023)年度及び令和6(2024)年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等..... 195
- 都市計画決定図書の写しの縦覧..... 197
- 都市計画変更図書の写しの縦覧..... 197
- 栃木県収入証紙売りさばき場所の変更..... 197

告 示

栃木県告示第101号

令和5(2023)年度における自衛官候補生の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条(同令第118条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により告示する。

令和5(2023)年3月22日

栃木県知事 福田 富一

募 集 種 目	募 集 期 間
自衛官候補生(陸・海・空) (男子・女子)	令和5(2023)年4月1日(土)～同年5月25日(木)
	令和5(2023)年5月26日(金)～同年6月22日(木)

栃木県告示第102号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項(同令第118条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により、自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称(以下「試験期日等」という。)を次のとおり定めたので告示する。

令和5(2023)年3月22日

栃木県知事 福田 富一

募 集 種 目 等	試 験 期 日	試 験 場 の 名 称	試 験 場 の 位 置
自衛官候補生 (陸・海・空)	1 学科試験、適性検査及び作文 (Web試験方式)	各担当地域事務所等	

(男子・女子) ※募集期限 令和5(2023)5月25日 (木)まで	令和5(2023)年6月4日(日) 及び同月5日(月)(任意の1日) ※同月6日(火) ※状況に応じて予備日を設定	※志願者へ別途通知	
	2 口述試験及び身体検査 令和5(2023)年6月10日(土)	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	宇都宮市上横田町1360番地
自衛官候補生 (陸・海・空) (男子・女子) ※募集期限 令和5(2023)年6月22日(木)まで	1 学科試験、適性検査及び作文 (Web試験方式) 令和5(2023)年7月9日(日) 及び同月10日(月)(任意の1日) ※同月11日(火) ※状況に応じて予備日を設定	各担当地域事務所等 ※志願者へ別途通知	
	2 口述試験及び身体検査 令和5(2023)年7月15日(土) 及び同月16日(日)(指定する1日)	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	宇都宮市上横田町1360番地
	令和5(2023)年7月22日(土) 及び同月23日(日)及び同月29日(土) 及び同月30日(日)(指定する1日)	陸上自衛隊宇都宮駐屯地	宇都宮市茂原1丁目5番45号

備考

自衛官候補生(陸・海・空)(男子・女子)の1次試験に係る試験場の指定は、志願者に別途通知する。
(市町村課)

栃木県告示第103号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により令和5(2023)年度及び令和6(2024)年度に県が発注する建設工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「一般競争入札参加資格」という。)及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「指名競争入札参加資格」という。)を定めたので、自治令第167条の5第2項(自治令第167条の11第3項において準用する場合を含む。)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第4条の規定により次のとおり公示する。

令和5(2023)年3月22日

栃木県知事 福田 富一

1 県が発注する建設工事

県が発注する建設工事は、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事とする。

2 競争入札参加資格

一般競争入札参加資格及び指名競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)は、一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、3の競争入札参加資格を認められない者に該当する場合を除き、4の経営事項審査評価事項及び5の技術評価事項の審査の結果を総合的に勘案してこれを認めることとし、このうち別表一に掲げる建設工事の種類については、請負対象額と対応させた等級に格付を行うこととする。ただし、特例政令の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札参加資格については、一般競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、3の競争入札参加資格を認められない者に該当する場合を除き、4の経営事項審査評価事項の審査の結果を総合的に勘案してこれを認めることとする。

3 競争入札参加資格を認められない者

次の(1)から(8)までのいずれかに掲げる者であること。

- (1) 自治令第167条の4第1項に該当する者
 - (2) 自治令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととされた期間を経過しない者
 - (3) 県税（地方消費税を含む。）に未納がある者
 - (4) 法人の申請者にあつては法人税又は消費税、個人の申請者にあつては申告所得税又は消費税に未納がある者
 - (5) 次のアからウまでに定める届出をしていない者（当該届出の義務がない者を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - (6) 法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号。以下「告示」という。）第1の第1号の2に規定する審査基準日（以下「審査基準日」という。）が令和5（2023）年度及び令和6（2024）年度における競争入札参加資格審査を申請する日の1年7月前の日が属する事業年度の直後の事業年度終了日以降にある経営事項審査（告示に定める項目及び基準により審査が行われたものに限る。以下同じ。）を受けていない者又は経営事項審査を受けている者で法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者
 - (7) 次のアからウまでのいずれかに掲げる者
 - ア 令和5（2023）年度及び令和6（2024）年度における建設工事に係る競争入札参加資格の審査の申請に係るデータ中重要な事項について虚偽の入力をし、又は重要な事実について入力をしなかった者
 - イ アの申請に際し送信する工事経歴書等に係るデータ中重要な事項について虚偽の記録をし、又は重要な事実について記録をしなかった者
 - ウ アの申請に係る提出書類中重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
 - (8) 法第3条の規定による許可を受けていない者
- 4 経営事項審査評価事項
審査基準日における経営事項審査の項目
- 5 技術評価事項
- (1) 令和4（2022）年10月1日の前日までの3年間に於いて県が発注し、完成した建設工事の工事種別ごとの工事実績
ただし、建築一式工事、電気工事、管工事については令和4（2022）年10月1日の前日までの5年間に於いて県が発注し、完成した建設工事の工事実績
 - (2) 栃木県優良建設工事表彰要綱に基づく令和2（2020）年度から令和4（2022）年度までにおける優良建設工事表彰受賞歴
 - (3) 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく令和4（2022）年10月1日の前日までの2年間に於ける指名停止及び指名停止に至らない事由に関する措置の状況
 - (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者及び同条第6号に規定する精神障害者の雇用に関する状況
 - (5) 更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に規定する保護観察対象者又は同法第85条第1項に規定する更生緊急保護を受けている者の雇用実績及び管轄保護観察所における協力雇用主登録の有無
 - (6) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項又は第4項の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出の有無及び同法第13条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の認定の有無
 - (7) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第1項又は第7項の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出の有無及び同法第9条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の認定の有無、又は栃木県「男女生き生き企業」認定制度実施要綱に基づく認定の有無
 - (8) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定による基準に適合する事業主である旨の認定の有無

- (9) 関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定」実施要項に基づく災害時の基礎的事業継続力認定の有無
- (10) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項に規定する消防団への従業員の加入・活動状況
- (11) 労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第8条第2号に掲げる労働災害防止協会のうち建設業に係るものの加入の有無
- (12) とちぎ健康経営事業所認定制度実施要領に基づく認定の有無、又は経済産業省が実施する健康経営優良法人認定制度に基づく認定の有無
- 6 栃木県及び県内市町との共同受付
 栃木県及び別表二に掲げる県内の市町において、競争入札参加資格に係る共同受付を実施することとし、別表二に掲げる市町の競争入札参加資格の認定を希望する者は、栃木県県土整備部監理課へ申請を行うこととする。
- 7 その他
- (1) 令和5（2023）年度及び令和6（2024）年度における建設工事に係る競争入札参加資格（令和4年栃木県告示第419号）に基づく競争入札参加資格を有する者は、この告示に基づく競争入札参加資格を有する者とみなす。
- (2) 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。
- (3) 令和5（2023）年4月1日以降に会社の設立、合併等によって経営事項審査を受ける者に係る競争入札参加資格については、別に定める。

別表一

1 土木一式工事

等級	請負対象額
S A	5,000万円以上
A	3,000万円以上1億円未満
B	1,000万円以上3,000万円未満
C	1,000万円未満

2 建築一式工事

等級	請負対象額
S A	5,000万円以上
A	3,000万円以上2億円未満
B	1,000万円以上3,000万円未満
C	1,000万円未満

3 電気工事、管工事及び解体工事

等級	請負対象額
A	2,000万円以上
B	500万円以上2,000万円未満
C	500万円未満

4 ほ装工事

等級	請負対象額
A	1,500万円以上

B	500万円以上1,500万円未満
C	500万円未満

5 造園工事

等級	請負対象額
A	1,000万円以上
B	1,000万円未満

6 とび・土工・コンクリート工事及び塗装工事

等級	請負対象額
A	500万円以上
B	500万円未満

別表二

競争入札参加資格に係る栃木県との共同受付を実施する市町

足利市、鹿沼市、小山市、真岡市、矢板市、さくら市、下野市、益子町、高根沢町

栃木県告示第104号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により令和5（2023）年度及び令和6（2024）年度に県が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を定めたので、自治令第167条の5第2項（自治令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により次のとおり公示する。

令和5（2023）年3月22日

栃木県知事 福田 富一

1 県が発注する測量・建設コンサルタント等業務

県が発注する測量・建設コンサルタント等業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 測量業務

一般測量、地図の調製、航空測量

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

意匠、構造、電気、機械

(3) 土木関係建設コンサルタント業務

土質及び基礎、鋼構造物及びコンクリート、河川砂防及び海岸、電力土木、道路、トンネル、施工計画及び施工設備、建設機械、地質、造園その他の土木関係建設コンサルタント業務

(4) 地質調査業務

(5) 補償関係コンサルタント業務

土地評価、物件・権利調査、事業関連調査、登記手続等

(6) その他の業務

河川敷等の草刈り業務、側溝清掃業務その他(1)から(5)までに含まれない業務

2 競争入札参加資格

競争入札参加資格は、一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、3の競争入札参加資格を認められない者に該当する場合を除き、これを認めることとする。

3 競争入札参加資格を認められない者

次の(1)から(7)までのいずれかに掲げる者であること。

- (1) 自治令第167条の4第1項に該当する者
- (2) 自治令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととされた期間を経過しない者
- (3) 県税（地方消費税を含む。）に未納がある者
- (4) 法人の申請者にあつては法人税又は消費税、個人の申請者にあつては申告所得税又は消費税に未納がある者
- (5) 次のアからウまでのいずれかに掲げる者
 - ア 令和5（2023）年度及び令和6（2024）年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格の審査の申請に係るデータ中重要な事項について虚偽の入力をし、又は重要な事実について入力をしなかった者
 - イ アの申請に際し送信する測量等実績調書等に係るデータ中重要な事項について虚偽の記録をし、又は重要な事実について記録をしなかった者
 - ウ アの申請に係る提出書類中重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (6) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者
- (7) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

4 栃木県及び県内市町との共同受付

栃木県及び別表に掲げる県内の市町において、競争入札参加資格に係る共同受付を実施することとし、別表に掲げる市町の競争入札参加資格の認定を希望する者は、栃木県県土整備部監理課へ申請を行うこと。

5 その他

令和5（2023）年度及び令和6（2024）年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格（令和4年栃木県告示第420号）に基づく競争入札参加資格を有する者は、この告示に基づく競争入札参加資格を有する者とみなす。

別表

競争入札参加資格に係る栃木県との共同受付を実施する市町
足利市、鹿沼市、小山市、真岡市、矢板市、さくら市、下野市、益子町、高根沢町

(監理課)

公 告

○県営土地改良事業に係る換地処分

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営下田原北部地区土地改良（区画整理）事業内の土地について次のとおり換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和5（2023）年3月22日

栃木県知事 福田 富一

1 換地処分の年月日

令和5（2023）年3月13日

2 換地処分の内容

令和5（2023）年1月20日付け栃木県告示第21号で公告した換地計画のとおり。

(農地整備課)

○令和5（2023）年度及び令和6（2024）年度における建設工事に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等

令和5（2023）年度及び令和6（2024）年度における建設工事に係る競争入札参加資格（令和5年栃木県告示第103号。以下「告示」という。）1の県が発注する建設工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格

(以下「一般競争入札参加資格」という。)及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「指名競争入札参加資格」という。)の審査の受付期間等を定めたので、栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第150条第2項(同規則第159条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり公告する。

令和5(2023)年3月22日

栃木県知事 福田 富一

1 受付期間

令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年9月15日まで

2 申請方法

(1) 電子申請

一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)の審査を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行う申請(以下「電子申請」という。)によること。

(2) 提出書類及び提出先

申請者は、電子申請の完了後に表示される当該電子申請において入力した情報を示す画面を印刷したものに次に掲げる書類を添えて、栃木県県土整備部監理課建設業担当(〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 電話028-623-2390)に郵送により提出すること。ただし、ウに掲げる書類で健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること(告示3の(5)の届出をしていることをいう。以下同じ。)又はそれらに加入する義務がないこと(告示3の(5)の届出の義務がないことをいう。以下同じ。)を確認できる場合には、イに掲げる書類を提出することを要しない。

なお、提出する際は、それらの書類を同封した封筒に「栃木県建設工事競争入札参加資格申請提出書類在中」と明記すること。

ア 申請者が法人であるときは税務署で発行する法人税及び消費税に係る納税証明書(その3の3)及び県税事務所で発行する全税目の納税証明書(県提出用)(以下「県税納税証明書」という。)個人であるときは税務署で発行する申告所得税及び消費税に係る納税証明書(その3の2)及び県税納税証明書(県税納税証明書は、本県に納税義務を有する者に限る。)

イ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること又はそれらに加入する義務がないことを確認できる書類の写し

ウ 告示3の(6)の審査基準日が令和5(2023)年度及び令和6(2024)年度における競争入札参加資格審査を申請する日の1年7月前の日が属する事業年度の直後の事業年度終了日以降にある建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知の写し

エ 申請者が競争入札参加資格審査を申請する日の直前の6月1日現在において障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第7項に規定する事業主であって、同日現在において障害者(告示5の(4)の身体障害者、知的障害者及び精神障害者をいう。以下同じ。)を1人以上、かつ、同条第1項に規定する法定雇用障害者数以上雇用しているときは、管轄公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(昭和51年労働省告示第112号)様式第6号から様式第6号の4までのいずれか)の控えの写し(競争入札参加資格審査を申請する日が障害者雇用状況報告書の提出期間中である等、特段の事情により直近の報告書が提出できない場合は、前年度の報告書で代用可能)

また、申請者が競争入札参加資格審査を申請する日の直前の6月1日現在において、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に規定する事業主以外の者であって、障害者を1人以上雇用しているときは、障害者の雇用を証する書類

オ 申請者が更生保護法(平成19年法律第88号)第48条に規定する保護観察対象者又は同法第85条第1項に規定する更生緊急保護を受けている者を2年以内に3ヶ月以上継続して雇用した実績を有するときは、雇用実績を証する書類

また、管轄保護観察所に協力雇用主登録をしている者であるときは、登録していることを証する書類

カ 申請者が次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項又は第4項の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出を所轄都道府県労働局長にしているときは、一般事業主行動計画策定・変更届（次世代育成支援対策推進法施行規則（平成15年厚生労働省令第122号）第1条及び第2条関係）の控えの写し

また、申請者が次世代育成支援対策推進法第13条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の認定を所轄都道府県労働局長から受けたとき（同法第15条の規定による認定の取消しがあったときを除く）は、基準適合一般事業主認定通知書の写し

キ 申請者が女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第1項又は第7項の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出を所轄都道府県労働局長にしているときは、一般事業主行動計画策定・変更届（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年厚生労働省令第162号）第1条及び第5条関係）の控えの写し

また、申請者が女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の認定を所轄都道府県労働局長から受けたとき（同法第11条の規定による認定の取消しがあったときを除く。）は、基準適合一般事業主認定通知書の写し

もしくは、栃木県「男女生き活き企業」認定制度実施要綱第4条に基づく認定を受けたときは、認定証の写し

ク 申請者が青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定による基準に適合する事業主である旨の認定を所轄都道府県労働局長から受けたとき（同法第17条の規定による認定の取消しがあったときを除く。）は、基準適合事業主認定通知書の写し

ケ 申請者が申請の日において関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定」実施要項に基づく認定を関東地方整備局長から受けているときは、認定証の写し

コ 申請者が申請の日において従業員のうち2名以上が消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項に規定する消防団に加入・活動している者であるときは、従業員の雇用及び消防団の加入等を証する書類、又は栃木県消防団協力事業所表示制度に基づき交付した表示証の写し

サ 申請者が申請の日において労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第8条第2号に掲げる労働災害防止協会のうち建設業に係るものの会員であるときは、当該会員であることを証する書類

シ 申請者がとちぎ健康経営事業所認定制度実施要領第5条に基づく認定を受けたとき、又は経済産業省が実施する健康経営優良法人認定制度に基づく認定を受けたときは認定証の写し

ス 申請者が主たる営業所を県外に有する者であって、入札、契約締結等の権限を年間を通して委任する者を置くときには、営業所一覧表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第1号別紙2(1)又は別紙2(2)）又は変更届出書第2面（同規則様式第22号の2第2面）の写し、及び建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（同規則様式第11号）の写し

セ その他、競争入札参加資格の審査を申請する共同受付参加市町が別に定める「市町別提出書類」

(3) 電子申請に用いる言語等

電子申請に当たっては、日本語を用いること。

また、電子申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。これ以外の漢字を使用している場合は、使用できる他の漢字又はカタカナに置き換えること。

3 審査の結果の通知

競争入札参加資格の審査の結果については、申請者宛て郵送により通知する。

4 競争入札参加資格の有効期間

(1) 令和5(2023)年4月1日から同月15日までに2の(1)の規定による電子申請、並びに2の(2)の規定による郵送（同月19日までに栃木県県土整備部監理課へ書類の到達を証明できるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者

令和5(2023)年6月1日から令和7(2025)年3月31日まで

(2) 令和5(2023)年4月16日から同年6月15日までに2の(1)の規定による電子申請、並びに2の(2)の規定による郵送（同月20日までに栃木県県土整備部監理課へ書類の到達を証明できるものに限る。）をし、競

争入札参加資格が認められた者

令和5(2023)年8月1日から令和7(2025)年3月31日まで

- (3) 令和5(2023)年6月16日から同年9月15日までに2の(1)の規定による電子申請、並びに2の(2)の規定による郵送(同月21日までに栃木県県土整備部監理課へ書類の到達を証明できるものに限る。)をし、競争入札参加資格が認められた者

令和5(2023)年11月1日から令和7(2025)年3月31日まで

- (4) 令和5(2023)年9月16日から同年12月15日までに2の(1)の規定による電子申請、並びに2の(2)の規定による郵送(同月20日までに栃木県県土整備部監理課へ書類の到達を証明できるものに限る。)をし、競争入札参加資格が認められた者

令和6(2024)年2月1日から令和7(2025)年3月31日まで

- (5) 令和5(2023)年12月16日から令和6(2024)年3月15日までに2の(1)の規定による電子申請、並びに2の(2)の規定による郵送(同月20日までに栃木県県土整備部監理課へ書類の到達を証明できるものに限る。)をし、競争入札参加資格が認められた者

令和6(2024)年5月1日から令和7(2025)年3月31日まで

- (6) 令和6(2024)年3月16日から同年6月15日までに2の(1)の規定による電子申請、並びに2の(2)の規定による郵送(同月19日までに栃木県県土整備部監理課へ書類の到達を証明できるものに限る。)をし、競争入札参加資格が認められた者

令和6(2024)年8月1日から令和7(2025)年3月31日まで

- (7) 令和6(2024)年6月16日から同年9月15日までに2の(1)の規定による電子申請、並びに2の(2)の規定による郵送(同月18日までに栃木県県土整備部監理課へ書類の到達を証明できるものに限る。)をし、競争入札参加資格が認められた者

令和6(2024)年11月1日から令和7(2025)年3月31日まで

5 問合せ先

栃木県県土整備部監理課建設業担当(〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 電話028-623-2390)

○令和5(2023)年度及び令和6(2024)年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等

令和5(2023)年度及び令和6(2024)年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格(令和5年栃木県告示第104号)1の県が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)の審査の受付期間等を定めたので、栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第150条第2項(同規則第159条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり公告する。

令和5(2023)年3月22日

栃木県知事 福田 富一

1 受付期間

令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年9月15日まで

2 申請方法

(1) 電子申請

競争入札参加資格の審査を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行う申請(以下「電子申請」という。)によること。

(2) 提出書類及び提出先

申請者は、電子申請の完了後に表示される当該電子申請において入力した情報を示す画面を印刷したものに次に掲げる書類を添えて、栃木県県土整備部監理課建設業担当(〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 電話028-623-2390)に郵送により提出すること。

なお、提出する際は、それらの書類を同封した封筒に「栃木県測量・建設コンサルタント等競争入札参

加資格申請提出書類在中」と明記すること。

ア 申請者が法人であるときは税務署で発行する法人税及び消費税に係る納税証明書（その3の3）及び県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県提出用）（以下「県税納税証明書」という。）、個人であるときは税務署で発行する申告所得税及び消費税に係る納税証明書（その3の2）及び県税納税証明書（県税納税証明書は、本県に納税義務を有する者に限る。）

イ 営業に関し法律上必要とする登録の証明書又はその写し

ウ 申請者が法人であるときは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書

エ 申請者が法人であるときは、申請日直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表、個人であるときは同日の直前1年の事業年度の貸借対照表及び損益計算書（申請日が直近の決算から4月以内の場合は、前期の決算書類で代用可能）

〔注〕申請者が一般社団法人又は一般財団法人であるときは、ア及びイに掲げる書類、ウ及びエに掲げる書類に準ずる書類並びに定款を提出すること。

オ その他、競争入札参加資格の審査を申請する共同受付参加市町が別に定める「市町別提出書類」

(3) 電子申請に用いる言語等

ア 電子申請に当たっては、日本語を用いること。

また、電子申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。これ以外の漢字を使用している場合は、使用できる他の漢字又はカタカナに置き換えること。

イ 電子申請に際し入力される金額、電子申請に際し送信する測量等実績調書等に記録される金額及び提出書類に記載される金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を入力し、記録し、又は記載すること。

3 審査の結果の通知

競争入札参加資格の審査の結果については、申請者宛て郵送により通知する。

4 競争入札参加資格の有効期間

(1) 令和5(2023)年4月1日から同月15日までに2の(1)の規定による電子申請、並びに2の(2)の規定による郵送（同月19日までに栃木県県土整備部監理課へ書類の到達を証明できるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者

令和5(2023)年6月1日から令和7(2025)年3月31日まで

(2) 令和5(2023)年4月16日から同年6月15日までに2の(1)の規定による電子申請、並びに2の(2)の規定による郵送（同月20日までに栃木県県土整備部監理課へ書類の到達を証明できるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者

令和5(2023)年8月1日から令和7(2025)年3月31日まで

(3) 令和5(2023)年6月16日から同年9月15日までに2の(1)の規定による電子申請、並びに2の(2)の規定による郵送（同月21日までに栃木県県土整備部監理課へ書類の到達を証明できるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者

令和5(2023)年11月1日から令和7(2025)年3月31日まで

(4) 令和5(2023)年9月16日から同年12月15日までに2の(1)の規定による電子申請、並びに2の(2)の規定による郵送（同月20日までに栃木県県土整備部監理課へ書類の到達を証明できるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者

令和6(2024)年2月1日から令和7(2025)年3月31日まで

(5) 令和5(2023)年12月16日から令和6(2024)年3月15日までに2の(1)の規定による電子申請、並びに2の(2)の規定による郵送（同月20日までに栃木県県土整備部監理課へ書類の到達を証明できるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者

令和6(2024)年5月1日から令和7(2025)年3月31日まで

(6) 令和6(2024)年3月16日から同年6月15日までに2の(1)の規定による電子申請、並びに2の(2)の規定による郵送（同月19日までに栃木県県土整備部監理課へ書類の到達を証明できるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者

令和6(2024)年8月1日から令和7(2025)年3月31日まで

- (7) 令和6(2024)年6月16日から同年9月15日までに2の(1)の規定による電子申請、並びに2の(2)の規定による郵送(同月18日までに栃木県県土整備部監理課へ書類の到達を証明できるものに限る。)をし、競争入札参加資格が認められた者

令和6(2024)年11月1日から令和7(2025)年3月31日まで

5 問合せ先

栃木県県土整備部監理課建設業担当(〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 電話028-623-2390)

(監理課)

○都市計画決定図書の写しの縦覧

栃木市が都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により令和5(2023)年3月8日に決定した、小山栃木都市計画地区計画(平川産業団地地区計画)の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和5(2023)年3月22日

栃木県知事 福田 富一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

栃木市が都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和5(2023)年3月8日に変更した、小山栃木都市計画用途地域の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和5(2023)年3月22日

栃木県知事 福田 富一

(都市計画課)

○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例(昭和25年栃木県条例第46号)第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

令和5(2023)年3月22日

栃木県知事 福田 富一

変更年月日	変更後の売りさばき場所	変更前の売りさばき場所	氏名又は名称
令和5(2023)年 3月6日	大田原市本町2丁目2828-4 那須庁舎2階 県北健康福祉センター内	大田原市住吉町2-14-9 県北健康福祉センター内	栃木県食品衛生協会 大田原支部

(会計局会計管理課)